

○山陽小野田市議会議案等公開規程

平成 26 年 9 月 2 日

議会規程第 3 号

(目的)

第 1 条 山陽小野田市議会基本条例（平成 24 年山陽小野田市条例第 23 号）

第 8 条の規定に基づき、本会議及び委員会で用いた議案及び関係資料を公開することにより、開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

(公開資料)

第 2 条 公開する議案及び関係資料（以下「公開資料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 議案及び議案参考資料
- (2) 一般質問参考資料
- (3) 委員会審査参考資料

(公開方法)

第 3 条 公開資料は、次の方法により公開するものとする。

- (1) インターネット 公開資料を市議会ホームページに掲載する。
- (2) 閲覧 公開資料を閲覧に供する。
- (3) 写しの交付 公開資料の写しを交付する。この場合において、山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）に基づく写しの交付に準じた費用の負担を求めるものとする。

(公開時期)

第 4 条 公開資料は、次に定める時期に公開するものとする。

- (1) 議案及び議案参考資料 当該議案が本会議に上程される日
- (2) 一般質問参考資料 当該質問が行われる日
- (3) 委員会審査参考資料 当該委員会が開催される日

(傍聴人への公開資料の配布等)

第 5 条 本会議又は委員会の傍聴人に当該会議の内容をより深く理解してもらうため、当該傍聴人に対し当該会議に係る公開資料を無償で配布するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公開資料のうち傍聴人に配布することが困難な

ものは、配布に代えて貸与とすることができる。

附 則

この規程は、平成２６年９月２日から施行し、平成２６年９月定例会以降の
本会議及び委員会で用いた公開資料について適用する。

附 則（令和７年３月２６日議会規程第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。